

# 平成28年第3回霧島市農業委員会定例総会

平成28年3月22日（火）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、  
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、  
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、  
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、  
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主任主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 議事日程 諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時05分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は10番員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。23番委員、24番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[14件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告16件、使用貸借権通知報告3件、農地法第3条解約の使用貸借権通知報告1件の、計20件が提出されております。続いて、時効取得通知17件、農地法第3条の許可取消願、国分の3番の1件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、

調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、3番委員。

○3番委員

1号1番を報告します。

申請地は剣之宇都公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は田、東は道路、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は黒土を70cm盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

1号2番を報告します。

申請地は市営日当山団地の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田の不耕作地、南は宅地、東は田の不耕作地、西は田の不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

1号3番を報告します。

申請地は宮西公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は宅地、東は田、西は5条申請地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は黒土を50cm盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権71件、使用貸借権16件の計87件について市長より意見を求められております。なお、国分の21番は取り下げられましたので、残り86件について、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定86件のうち44件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の42件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。利用権設定の国分の2番、23番委員。

○23番委員

2号利用権設定の2番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、52,076㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、30番委員。

○30番委員

2号利用権設定の3番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,346㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、3番委員。

○3番委員

2号利用権設定の4番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,615㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家で

あり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と6番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の5番と6番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書どおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。新規就農でじゃがいも、里芋等を作るとの事です。以上です。

○議長（会長）

8番、30番委員。

○30番委員

2号利用権設定の8番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10, 378㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、6番委員。

○6番委員

2号利用権設定の9番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4, 217㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番から13番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の10番から13番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書どおり耕作すると認められる。ま

た、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができる」と認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。昨年、農地パトロールで緑判定だった田であり、キャベツと水稻の二毛作をする予定との事です。以上です。

○議長（会長）

14番、16番委員。

○16番委員

2号利用権設定の14番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,484㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる」と認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、3番委員。

○3番委員

2号利用権設定の15番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,570㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる」と認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、23番委員。

○23番委員

2号利用権設定の18番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,855㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる」と認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番と29番、29番委員。

○29番委員

2号利用権設定の28番と29番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。新規就農で、有機栽培でピーマン、オクラ、ししとう等を作るとの事です。以上です。

○議長（会長）

30番から35番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の30番と31番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,638㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の32番から35番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

申請地の35番は不耕作地でありましたが、昨年、再生しました。

借人は、現在、93,586㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

38番、22番委員。

○22番委員

2号利用権設定の38番を報告します。

借人は、現在、14,723㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

39番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の39番を報告します。

借人は、現在、1,274㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

49番から53番及び57番、5番委員。

○5番委員

2号利用権設定の49番から53番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,984㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の57番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,631㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

66番、1番委員。

○1番委員

2号利用権設定の66番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、36,668㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

68番、17番委員。

○17番委員

2号利用権設定の68番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,103㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

70番、29番委員。

○29番委員



2号利用権設定の70番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書どおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

71番、15番委員。

○15番委員

2号利用権設定の71番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、34,786㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

75番、33番委員。

○33番委員

2号利用権設定の75番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、68,952㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

79番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の79番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,983㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

80番、4番委員。

○4番委員

2号利用権設定の80番を報告します。

借人は、現在、4,596㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

83番と84番、11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の83番と84番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、現在、823㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

85番と86番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の85番と86番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書どおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具はすべて、おぼより借り、足りないものは揃えていくとのことです。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。みかんのボックス販売を考えているとの事です。以上です。

○議長（会長）

87番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の87番を報告します。

借人は、曾於市の認定農業者であり、現在、148,803㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

#### △議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が、所有権移転13件、賃借権設定1件の計14件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の3番は、議事参与の関係で別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

3号1番を報告します。

申請地は木原公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,653㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、6番委員。

○6番委員

3号2番を報告します。

申請地は本川公園の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具はトラクターとコンバインを完備しており、田植機は知人より借りるとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,990㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、16番委員。

○16番委員

3号4番を報告します。

申請地は塚脇小学校の南に位置しており、現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は102,639㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、32番委員。

○32番委員

3号5番を報告します。

申請地は溝辺温泉センターの南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,209㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、29番委員。

○29番委員

3号6番を報告します。

申請地は佐々木小学校の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22,603㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、1番委員。

○1番委員

3号7番を報告します。

申請地は大窪保育園の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は55,623㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、31番委員。

○31番委員

3号8番を報告します。

申請地は入水公民館の北と西に位置しており、現況は田と畑である。申請地の\*\*\*\*番\*には平成33年3月まで、その他は平成30年8月まで、受人が使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は110,586㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、23番委員。

○ 2 3 番委員

3号9番を報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,650㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、28番委員。

○ 2 8 番委員

3号10番を報告します。

申請地は高畑公民館の東に位置しており、現況は荒地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,893㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、4番委員。

○ 4 番委員

3号11番を報告します。

申請地は沢馬場公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,880㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番から14番、32番委員。

○ 3 2 番委員

3号12番から14番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

12番の申請地は前川内公民館の北西に位置しており、現況は飼料畑、13番と14番の申請地は内場集落センターの南に位置しており、現況は飼料畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,834㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の3番を除く13件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の3番を除く13件は、許可することに決定いたします。

次に、国分の3番を審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ [30番委員退席]

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の3番、23番委員。

○ 2 3 番委員

3号3番を報告します。

申請地の\*\*\*番\*は国分南中学校の南に位置し、現況は田、申請地の\*\*\*番\*は国分南中学校の東に位置し、現況は畑、申請地の\*\*\*\*番\*は下井保育園の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,390㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の3番は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の3番は、許可することに決定いたします。30番委員は着席してください。

○ [30番委員着席]

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は用途変更2件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。用途変更、国分の1番を、30番委員。

○30番委員

4号用途変更1番を報告します。

申請地は法務局霧島支局の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は水路、南は畑、



東は畑、西は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、33番委員。

○33番委員

4号用途変更2番を報告します。

申請地は宇都山公民館の南西に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は申請地残地、南は申請地残地、東は田、西は雑種地である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

2番について、経営面積が0㎡ですが、経緯をお願いします。

○議長（会長）

事務局。

○江藤主任主事

申請地は申出人の父親の土地ですが、既に亡くなられており、現在未相続の状態です。今後は本人が母親と弟と共に耕作していく予定との事です。4月に耕運、作付けをし、ジャガイモと大豆を耕作するとの事です。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

それでは経営面積は、全体の895㎡から農業用倉庫分の123㎡を引いた面積という事ですか。

○議長（会長）

事務局。

○江藤主任主事

そうなります。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

台帳上、経営面積0㎡のままですが、今回の申請は認められるのですか。

○議長（会長）

事務局。

○江藤主任主事

台帳上は0㎡ですが、実質的に耕作予定の土地があり、また、申出人から耕作の意思の確認も取れておりますので、それをもって農業用倉庫としての申請を受けるという判断です。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。4番委員。

○4番委員

2番について、亡くなられた父親は、他にも水稻を作っていた農地があったはずですが、それらはどうなっていますか。

○議長（会長）

事務局。

○江藤主任主事

申請地とは別に父親名義の農地を持っていますし、田として耕作するのが難しく、現在は保全管理状態のようです。今後は買い手を探して売る考えもあるようです。申請地の田についても一緒に作業する母親が高齢であることから、田としての耕作は難しいため、畑として利用し、耕作していくとの事です。

○議長（会長）

4番委員。

○4番委員

保全管理の土地面積はどのぐらいありますか。未相続地かと思われませんが、保全管理の状態はどうな

っているのですか。

○議長（会長）  
事務局。

○江藤主任主事

同じく未相続状態の農地です。正確ではありませんが、面積は1反ほどであったかと思います。保全管理はきちんとされているようです。

○議長（会長）  
4番委員。

○4番委員  
わかりました。

○議長（会長）  
他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更2件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更2件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

#### △ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請8件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、12番委員。

○12番委員

5号1番について報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については現状のまま駐車場にするため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は42㎡であり、また、隣接地の宅地429.24㎡を一体利用するもので、全体計画面積は471.24㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、32番委員。

○32番委員

5号2番について報告します。

申請地は塚脇小学校の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成17年4月頃、ロール置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はロール置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,127㎡であり、ロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は山林、南は山林と宅地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番から5番、28番委員。

○28番委員

5号3番について報告します。

申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。なお、平成28年2月頃、コイン精米機を設置してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、1種農地の農業用施設等に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はコイン精米所、無人販売所等を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は148㎡であり、コイン精米所、無人販売所等に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号4番について報告します。

申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成18年10月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は377㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は4条申請地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号5番について報告します。

申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成13年頃、切土してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸中古車展示場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は613㎡であり、貸中古車展示場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は4条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、29番委員。

○29番委員

5号6番について報告します。

申請地は万膳地区公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和58年から平成10年頃にかけて、農業用倉庫、畜舎等を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫、畜舎等を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,949㎡であり、農業用倉庫、畜舎等に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

5号7番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済のため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は367㎡であり、普通車10台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、28番委員。

○28番委員

5号8番について報告します。

申請地は糸走不燃物処理場の南に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年から18年頃にかけて、倉庫及びプレハブを建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は倉庫及びプレハブを建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,041㎡であり、倉庫及びプレハブに利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は原野、西は山林、南は不耕作地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、25日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 3時10分」

「再開 午後 3時20分」

#### △ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

##### ○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請30件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。なお、国分の11番は議事参与の関係で別途審議いたします。国分の1番を3番委員。

##### ○3番委員

6号1番について報告します。

申請地は市営重久団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は556㎡であり、申請地にクヌギ50本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は倉庫、西は住宅、南は山林、北は倉庫である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

##### ○議長（会長）

2番と3番、30番委員。

##### ○30番委員

6号2番について報告します。

申請地は下平住宅の南に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計

画面積は1, 292㎡であり、建売住宅5棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号3番について報告します。

申請地は久保田運動広場の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は330㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、12番委員。

○12番委員

6号4番について報告します。

申請地は国分駅の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び自転車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,205㎡であり、共同住宅及び自転車置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は宅地、北は不耕作地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、6番委員。

○6番委員

6号5番について報告します。

申請地は国分中央高校小畑農場の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,021㎡であり、また、隣接地の公衆用道路5.48㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は1,026.48㎡である。宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内で



あるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、30番委員。

○30番委員

6号6番について報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は889㎡であり、普通車20台、大型車3台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番から9番、12番委員。

○12番委員

6号7番について報告します。

申請地は松木公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は488㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑と宅地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号8番について報告します。

申請地は松木公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は28㎡であり、通路を建設し、道路幅を広くして利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は通路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号9番について報告します。

申請地は松木公民館の南に位置し、現況は運動場である。なお、昭和63年頃、運動場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は404㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は運動場、南は運動場、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、32番委員。

○32番委員

6号10番について報告します。

申請地は有下公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,586㎡であり、建売住宅7棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は水路と道路、南は水路と宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、16番委員。

○16番委員

6号12番について報告します。

申請地は平山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,420㎡であり、申請地にクヌギ200本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は不耕作地、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番と14番、31番委員。

○31番委員

6号13番について報告します。

申請地は敷根郵便局の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は345㎡であり、貸家1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号14番について報告します。

申請地は敷根公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は515㎡であり、建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、30番委員。

○30番委員

6号15番について報告します。

申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建設機械修理工場及び事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,476㎡であり、建設機械修理工場及び事務所を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、32番委員。

○32番委員

6号16番について報告します。

申請地は塚脇小学校の東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成13年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はロール置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は599㎡であり、ロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、16番委員。

○16番委員

6号17番について報告します。

申請地は塚脇小学校の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成13年5月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,574㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地2323番1の東は山林、西は不耕作地、南は道路、北は不耕作地、申請地2365番2は四方山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、29番委員。

○29番委員

6号18番について報告します。

申請地は山住住宅の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農機具保管庫、作業場、ロール置場及び育苗施設を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は746㎡であり、農機具保管庫、作業場、ロール置場及び育苗施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は原野である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、30番委員。

○30番委員

6号19番について報告します。

申請地は入水自治公民館の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成13年頃、ロール置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はロール置場にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は840㎡であり、ロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番と21番、28番委員。

○28番委員

6号20番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は702㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路と道路、西は田と山林、南は田、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号21番について報告します。

申請地は小田西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は779㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は畑と荒地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番と23番、2番委員。

○2番委員

6号22番について報告します。

申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積

は1, 249㎡であり、共同住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号23番について報告します。

申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸店舗と共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は853㎡であり、貸店舗と共同住宅に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番から27番、4番委員。

○4番委員

6号24番について報告します。

申請地は市営菩提寺団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は343㎡であり、また、隣接地の雑種地72㎡を一体利用するもので、全体計画面積は415㎡である。普通車12台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号25番について報告します。

申請地は市営大津団地の西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は247㎡であり、また、隣接地の宅地315.7㎡を一体利用するもので、全体計画面積は562.7㎡である。共同住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と雑種地、西は田と畑、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号26番について報告します。

申請地は市営大津団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定

められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は885㎡であり、宅地分譲3区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号27番について報告します。

申請地は霧島市水道部の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は603㎡であり、車22台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は国道、西は田、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番から30番、33番委員。

○33番委員

6号28番について報告します。

申請地は宮内小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,120㎡であり、建売住宅8棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は5条許可地、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号29番について報告します。

申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は看板を設置するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は35㎡であり、看板用地として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東

は水路、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号30番について報告します。

申請地は牧之原中学校の南に位置し、現況は通路である。なお、昭和60年頃、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は158㎡であり、通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の11番を除く29件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の11番を除く29件は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては25日開催の県農業会議に諮問いたします。

次に、国分の11番を審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ [30番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の11番、3



2番委員。

○32番委員

6号11番について報告します。

申請地は湊地区自治公民館の北に位置し、現況は農業用施設用地である。なお、平成13年から14年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は通路、選果場及び堆肥置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は904㎡であり、通路、選果場及び堆肥置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の11番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の11番は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては25日開催の県農業会議に諮問いたします。30番委員は着席してください。

○ [30番委員着席]

#### △ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望3件、借受希望4件の計7件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、国分の1番と2番、12番委員。

○12番委員

7号貸付希望1番と2番を報告します。

申請地はヤマダ電機の西に位置し、良好な農地です。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、3番、35番委員。

○35番委員

7号貸付希望3番を報告します。

申請地は南東に山があり、影が差す場所ではありますが、努力しあっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、1番、7番委員。

○7番委員

7号借受希望1番を報告します。

近年、竹子原では耕作してない農地が少ないのですが、申請者は若く、やる気も大いにありますので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、2番、27番委員。

○27番委員

7号借受希望2番を報告します。

申請者は溝辺の認定農業者であります。要望の多い場所を希望されていますが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、3番、7番委員。

○7番委員

7号借受希望3番を報告します。

申請者は最近始良から移転されてきました。小さなほ場でも良いとの事ですので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、4番、14番委員。

○14番委員

7号借受希望4番を報告します。

申請者は規模拡大のため最低でも5,000㎡欲しいとの事です。隼人の嘉例川、溝辺の麓、空港周辺を要望されており、難しい場所ではありますがあっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申出について」の貸付希望3件、借受希望4件の計7件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「あっせん申出について」の貸付希望3件、借受希望4件の計7件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望1番と2番を12番委員と23番委員に、3番を35番委員と11番委員に、借受希望1番を7番委員と32番委員に、2番を27番委員と13番委員に、3番を7番委員と32番委員に、4番を14番委員と37番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第3回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成28年第3回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時10分」

番

---

番

---

番

---